

令和7年度

第15回教育委員会（臨時）

令和8年3月26日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和 8年 3月26日 午後2時00分～
場 所 市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 会議録署名委員指名

番委員 (委員)

日程第2 会期の決定 自 令和 8年 3月26日 至 令和 8年 月 日 日間

日程第3 承認事項

第12号 丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の撤回を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・1頁

日程第4 議案

第51号 丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について (教育総務課)・・・4頁

第52号 丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について (教育総務課)・・・6頁

第53号 丹波篠山市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について (学校教育課)・・・7頁

第54号 丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (学校給食センター)・・・8頁

第55号 丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について (保育教育課)・・・9頁

第56号 丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (田園交響ホール)・・・10頁

第57号 丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (中央公民館)・・・14頁

日程第5 報告事項

1 第126回丹波篠山市議会弥生会議一般質問について (教育総務課)・・・15頁

2 小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について (学校教育課)・・・16頁

3 乳児等通園支援事業の実施施設(まめっこ)について (子育て企画課)・・・19頁

4 大山児童クラブの業務委託先について (子育て企画課)・・・23頁

5 篠山チルドレンズミュージアムの指定管理について (子育て企画課)・・・24頁

- 6 丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理について
(社会教育・文化財課)・・・25頁
- 7 丹波篠山市民ミュージカル第12弾「シンデレラ」実績報告について
(田園交響ホール)・・・26頁
- 8 令和8年度丹波篠山市人事異動(4月1日)内示について(教育総務課)・・・31頁
- 9 令和7年度末県費負担教職員人事異動概要について(学校教育課)・・・32頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和8年4月24日(金)14:00～ 場所：市役所第2庁舎3階2-301・302会議室

承認第12号

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の撤回を市長に提案することについて

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の撤回を市長に提案することについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

専 決 処 理 書

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例の撤回を市長に提案することについて専決処理した。

理由：令和8年1月23日の第12回教育委員会（定例）において議決いただいた議案第30号丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例を市長に提案することについて、本議案の議決以降に、事業内容をより充実した形での実施が可能であり、経過措置を定めることなく事業実施することができる判断したため、撤回することとした。本来であれば、教育委員会に付議すべきであるが、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がないため専決処理した。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹篠総第410号
令和8年3月9日

丹波篠山市議会議長 上田英樹様

丹波篠山市長 酒井隆明



事件の撤回について

第126回丹波篠山市議会2月3日会議において令和8年2月3日提出の下記事件について、次の理由により撤回したいので、丹波篠山市議会会議規則（平成11年篠山市議会規則第1号）第20条第2項の規定により請求します。

記

1 事件名

議案第16号 丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例

2 撤回の理由

本案の提出後の再検討において、事業内容をさらに充実させ、経過措置を定めずに事業実施することが可能と判断したため、撤回するものです。

議案第51号

丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定
について

丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定
したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）
第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱

丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱（平成16年篠山市教育委員会要綱第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

別表中

「

自然学校	学校長	予算の範囲内	学校外での活動を通して自立性、社会性、感性、創造性を育み健全育成を図る。経費（交通費等）の一部を助成する
修学旅行	同	予算の範囲内	同

」

を

「

修学旅行	学校長	予算の範囲内	学校外での活動を通して自立性、社会性、感性、創造性を育み健全育成を図る。経費（交通費等）の一部を助成する。
------	-----	--------	---

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第52号

丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について

丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を廃止する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱を廃止する要綱

丹波篠山市自転車保険加入交付金交付要綱（平成27年篠山市教育委員会要綱第14号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第53号

丹波篠山市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

丹波篠山市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第19号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

《以下別冊1》

議案第54号

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則（平成11年篠山市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項中「学校給食を受ける者で、園児」を「園児」に改め、「児童」及び「以外の者」を削り、「令和7年4月分から令和8年3月分まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に、「250円」を「302円」に、「300円」を「151円」に、「280円」を「352円」に、「330円」を「176円」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（学校給食費の特例）

2 児童に係る学校給食費は、別表の規定にかかわらず、無料とする。

別表中「230円」を「302円」に、「250円」を「322円」に、「280円」を「352円」に改め、同表備考第5項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第55号

丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則

丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則（令和元年丹波篠山市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給食費の」の次に「1食当たりの」を加え、「1食当たり230円」を「3歳児にあっては230円、4歳以上児にあっては302円」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（保育所等の給食費の特例）

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、4歳以上児に対する第2条及び別表の規定の適用については、同条中「302円」とあるのは「151円」と、同表中「7,640」とあるのは「5,340」と、同表備考第3項第2号中「151円」とあるのは「75円」とする。

別表中「6,440」を「7,640」に改め、同表備考第3項を削り、同表備考第4項第2号中「115円」を「151円」に改め、同項を第3項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第56号

丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則

丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則（平成11年篠山市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

丹波篠山市立さぎそうホール
使用許可申請書

使用許可決裁					
館長	係			担当	
受付No.				不許可	

丹波篠山市教育委員会 様		年	月	日				
〒		-						
住所								
下記のとおり使用したいので申請します。		団体名						
		代表者						
		連絡者		電話				
使用日時	年		月	日 ()	時 分 から			
	年		月	日 ()	時 分 まで			
行事名								
行事内容								
使用区分	準備 練習	日	時	分	～	時	分	円
		日	時	分	～	時	分	円
		日	時	分	～	時	分	円
		日	時	分	～	時	分	円
		日	時	分	～	時	分	円
	リハーサル	日	時	分	～	時	分	円
		日	時	分	～	時	分	円
	本番	日	時	分	～	時	分	円
		日	時	分	～	時	分	円
	撤収	日	時	分	～	時	分	円
使用変更	年		月	日	～	月	日	分を上記のとおり変更します。

許可年月日	年	月	日	基本使用料合計	円	
備考	加算料 金	設 備 器 具 等			円	
					円	
					円	
	合計金額					円
	取扱者		領収印			
		年 月 日				

1.太枠内のみボールペンで記入してください。特に、使用区分の時間帯により料金が変わってきますのでご注意ください。
2.附属設備使用料及び人件費等は、公演終了後請求します。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

丹波篠山市立さぎそうホール
使用許可書
[利用変更]

受付No.

		年 月 日	
		〒 -	
		住所	
		団体名	
		代表者 様	
		連絡者	電話
使用日時	年 月 日 () 時 分 から		
	年 月 日 () 時 分 まで		
行事名			
行事内容			
使用区分	準備 練習	日 時 分 ~ 時 分	円
		日 時 分 ~ 時 分	円
		日 時 分 ~ 時 分	円
		日 時 分 ~ 時 分	円
		日 時 分 ~ 時 分	円
	リハーサル	日 時 分 ~ 時 分	円
		日 時 分 ~ 時 分	円
	本番	日 時 分 ~ 時 分	円
		日 時 分 ~ 時 分	円
	撤収	日 時 分 ~ 時 分	円
使用変更	年 月 日 ~ 月 日分を上記のとおり変更します。		
許可年月日	年 月 日	基本使用料合計	円
備考	加算料 金	設備器具等	円
			円
			円
			円
	合計金額		円
	取扱者	領収印	
		年 月 日	
注. 利用者が下記に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがあります。 (1) さぎそうホール条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれに基づく指示に違反したとき。 (2) 施設を許可された利用目的と異なった目的に使用したとき。			

上記のとおり利用を許可します。

丹波篠山市教育委員会



様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第8条関係)

丹波篠山市立さぎそうホール
使用料減免申請書

減免決裁				
館長	係			担当
受付No.				不許可

丹波篠山市教育委員会 様		年 月 日	
〒		住所	
下記のとおり使用料の減免を申請します。		団体名	
		代表者	
		連絡者 電話	
使用日時	年 月 日 () 時 分 から		
	月 日 () 時 分 まで		
行事名			
行事内容			
主催			
後援			
申請の理由		種 別	円
		※基本使用料合計 円	
		※加算料金 設備器具等	円
			円
			円
			円
		※合計金額	
※減免率		円	
※納付金額		円	

※印欄は記入しないでください。

上記のとおり免除(許可・不許可)します。

館長	係

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第57号

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則（平成14年篠山市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

丹波篠山市立今田グラウンド照明設備 丹波篠山市立西紀中学校グラウンド照明設備 丹波篠山市立今田テニスコート照明設備

」

を

「

丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド照明設備 丹波篠山市立今田グラウンド照明設備 丹波篠山市立今田テニスコート照明設備 丹波篠山市立西紀中学校グラウンド照明設備
--

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

報告 1

第 1 2 6 回丹波篠山市議会弥生会議一般質問について

第 1 2 6 回丹波篠山市議会弥生会議一般質問について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 3 月 2 6 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙 1》

報告 2

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和6年・令和7年度 小学校児童の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和8年2月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
暴力行為	対教師暴力	学校内	R6						1	3				1		5	
			R7		1		1		1			1	1	1		6	
		学校外	R6														
			R7														
	生徒間暴力	学校内	R6	1								1	2	1	1	6	
			R7	2	4	11	3		4	2	5	3	6	2	42		
		学校外	R6														
			R7														
	対人暴力	学校内	R6														
			R7														
		学校外	R6														
			R7														
	器物損壊	R6							1							1	
		R7	1								1	1	2	1		6	
恐 喝		R6															
		R7															
窃盗・万引き等		R6							1						1		
		R7											2		2		
その他(強盗・放火等)		R6															
		R7															
怠惰浪費	深夜はいかい	R6															
		R7															
	家 出	R6															
		R7															
	無断外泊	R6															
		R7															
	金品持ち出し	R6															
		R7															
不健全性的行為		R6															
		R7															
飲酒喫煙等	飲 酒	R6															
		R7															
	喫 煙	R6															
		R7															
	薬物乱用	R6															
		R7															
粗暴	けんか	R6			1										1		
		R7							1			1	2		4		
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R6		2	5			2	2	10	8	11	9	6	55		
		R7	1		1				2	1	3	2	1		11		
無免許運転		R6															
		R7															
いじめ		R6	1	9	5	2		1	9	5	3	4	7		46		
		R7		6	11	4		4	9	2	1	3	3		43		
合 計		R6	2	11	11	2		5	15	16	13	16	18		109		
		R7	4	11	23	8		10	13	9	9	15	12		114		

不登校	R6児童数	R6	8	11	16	16	17	18	20	22	27	29	31
	1875		0.43%	0.59%	0.85%	0.85%	0.91%	0.96%	1.07%	1.17%	1.44%	1.55%	1.65%
R7児童数	R7	3	9	10	10	11	13	22	22	25	27		
1816		0.17%	0.50%	0.55%	0.55%	0.61%	0.72%	1.21%	1.21%	1.38%	1.49%		

令和6年・令和7年度 中学校生徒の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和8年2月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
暴力行為	対教師暴力	学校内	R6		2											2	
			R7									1				1	
		学校外	R6														
			R7														
	生徒間暴力	学校内	R6	2	2	2	1		6	4		2		1	1	21	
			R7	2		4	6	1	1	5	1	1				21	
		学校外	R6														
			R7						1			1					2
	対人暴力	学校内	R6														
			R7														
		学校外	R6														
			R7														
器物損壊		R6			1				1		2		2		6		
		R7		1		1		1				2	1		6		
恐 喝		R6															
		R7															
窃盗・万引き等		R6															
		R7										1			1		
その他(強盗・放火等)		R6									1				1		
		R7						1	1						2		
怠惰浪費	深夜はいかい	R6															
		R7															
	家 出	R6															
		R7															
	無断外泊	R6															
		R7															
	金品持ち出し	R6												2		2	
		R7						1								1	
不健全性的行為		R6															
		R7	2												2		
飲酒喫煙等	飲 酒	R6															
		R7															
	喫 煙	R6															
		R7															
	薬物乱用	R6															
		R7															
粗暴	けんか	R6						1			1		1		3		
		R7		1						1					2		
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R6	7	8	4	7	1	12	6	6	2	3	4	6	66		
		R7	6	12	5	6	1	6	21	15	7	7	11		97		
無免許運転		R6															
		R7															
いじめ		R6	1		4			9	2	2	4	3	1		26		
		R7	1	6	10	3	2	1	2	2	3		6		36		
合 計		R6	10	12	11	8	1	28	13	8	12	6	11	7	127		
		R7	11	20	19	16	5	11	29	19	12	11	18		171		

不登校	R6生徒数	R6	21	35	40	37	45	52	64	70	77	79	78
	1006		2.09%	3.48%	3.98%	3.68%	4.47%	5.17%	6.36%	6.96%	7.65%	7.85%	7.75%
R7生徒数	R7	12	26	29	29	38	45	57	59	70	77		
990		1.21%	2.63%	2.93%	2.93%	3.84%	4.55%	5.76%	5.96%	7.07%	7.78%		

報告 3

乳児等通園支援事業の実施施設（まめっこ）について

乳児等通園支援事業の実施施設（まめっこ）について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

乳児等通園支援事業の実施施設（まめっこ）について

1 実施施設等

- (1) 施設名称 こども誰でも通園制度 まめっこ
- (2) 住 所 丹波篠山市味間新315 おとわの森子育てママフィールド内
- (3) 事業者 特定非営利活動法人 里地里山問題研究所 代表者 鈴木克哉
(丹波篠山市大沢新144-2)

【主な活動】 ① 地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援
② 里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育ちを支援する事業及び保育事業

2 実施方法等

(1) 実施方式

定員を別に設けて受け入れを行う「一般型事業」で、保育所等に併設せず、本制度のみを実施する「独立施設実施」での運営。

(2) 事業の開始予定日

令和8年4月1日 ※施設での初回受け入れは4月8日（水）以降

(3) 開所日数・開所時間等

毎週水曜日 午前 9:00～12:00 / 午後 13:30～16:30

※食事、おやつの提供はなし

(4) 利用定員

12人

3 認可及び確認の審査結果

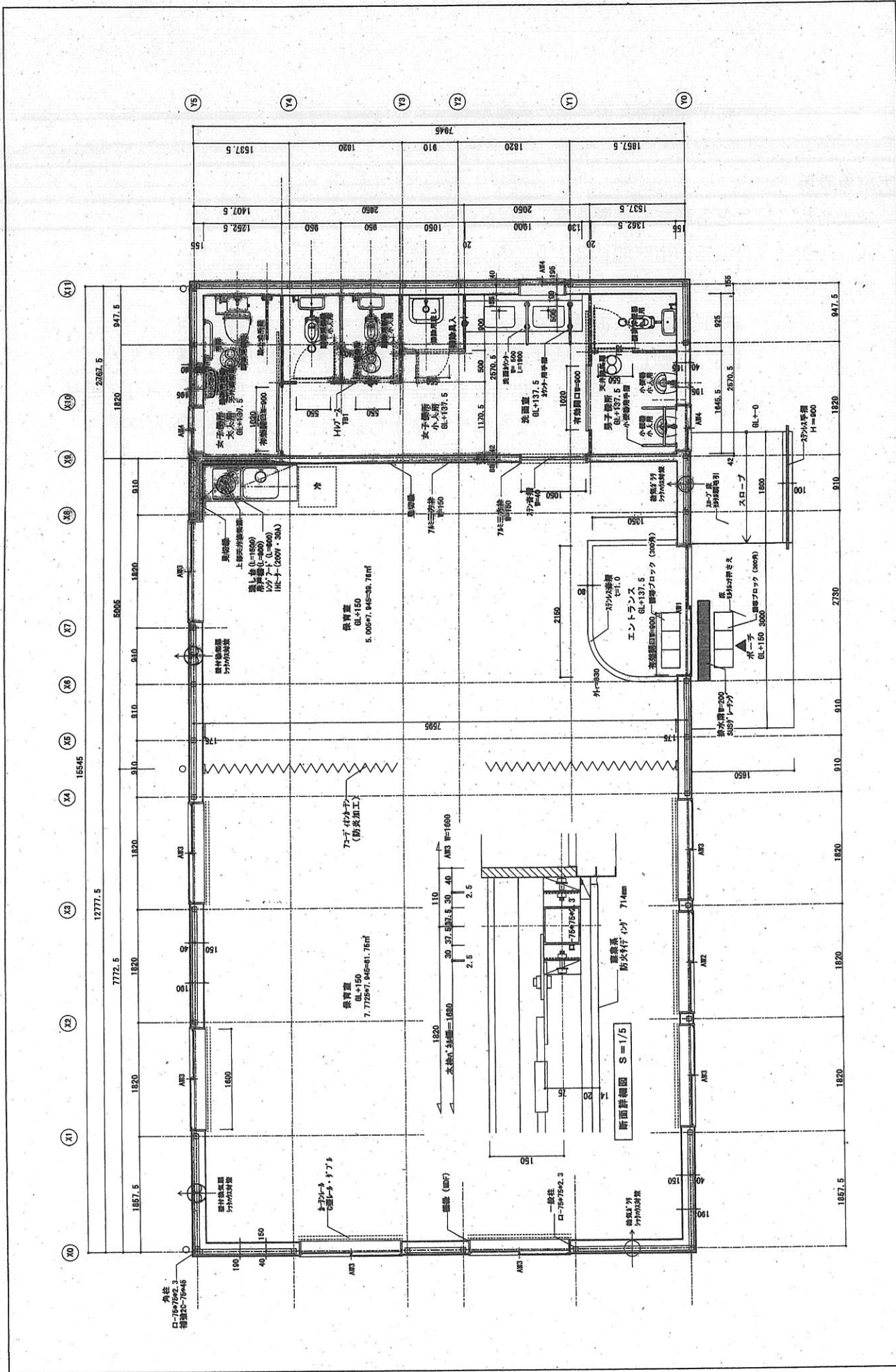
乳児等通園支援事業の実施について認可することとした。

特定乳児等通園支援事業者として適格であることを確認した。

(理由)

申請者から提出された「乳児等通園支援事業認可及び特定乳児等通園支援事業者確認申請書類」を「児童福祉法」「丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」「子ども・子育て支援法」及び「丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき審査したところ、基準に適合していた。

また、令和8年3月9日に丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴取したところ、認可及び利用定員の設定について「特に意見無し」であった。



特記事項	株式会社 鷲尾建築設計事務所 WABISHI	CONSTRUCTION NAME 福山市南原南小学校児童館改修工事	DRAWING NAME	平面詳細図
			SCALE	1/40 1/5
		APPROVED BY	DESIGNED BY	DRAWING NO.
		大塚 隆雄	大塚 隆雄	A-00
		〒672-8040 福山市南原南小学校児童館改修工事157-1 TEL: 079-284-1444 FAX: 079-284-1446		



報告 4

大山児童クラブの業務委託先について

大山児童クラブの業務委託先について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

- 1 受託候補者 大阪府大阪市浪速区難波中一丁目12番5号
 株式会社クオリス
 代表取締役 雨田 武史

- 2 委託の期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

報告 5

篠山チルドレンズミュージアムの指定管理について

篠山チルドレンズミュージアムの指定管理について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指定について

令和8年3月25日、第126回丹波篠山市議会議案第21号「篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指定について」は、下記のとおり議会の議決を得たので報告します。

記

- 1 指定管理者 京都府京都市中京区西ノ京西月光町18番2-1
一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクール
代表理事 砂山 真一
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

報告6

丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理について

丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理者の指定について

令和8年3月25日、第126回丹波篠山市議会議案第22号「丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理者の指定について」は、下記のとおり議会の議決を得たので報告します。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山スポーツネットワーク
所在地 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
団体名 丹波篠山スポーツネットワーク
代表企業 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 薬師寺 洋彰
構成企業 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人
構成企業 丹波篠山市黒岡191番地
一般社団法人ウイズささやま 代表理事 井本 季伸
構成企業 西宮市産所町14番6号
株式会社双葉化学商会 代表取締役 京藤 光江
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

報告 7

丹波篠山市民ミュージカル第12弾「シンデレラ」実績報告について

丹波篠山市民ミュージカル第12弾「シンデレラ」実績報告について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年3月26日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市民ミュージカル 第12弾 「シンデレラ」実績報告について

- 1 公演名称 丹波篠山市民ミュージカル 第12弾「シンデレラ」
- 2 開催日時 2026年2月7日(土)・8日(日)・11日(水・祝)
 昼の部：12時～ 夕方の部：16時～ 6回公演
- 3 入場料 前売：一般 2,000円 高校生以下 1,500円
 当日：一般 2,500円 高校生以下 2,000円
 ※全自由席

4 開催概要

田園交響ホールの基本理念である「市民協働による文化芸術の向上と夢ある文化事業の創造」を目的として、市民ミュージカル 第12弾 「シンデレラ ～ハシバミの木と愛の魔法～」を開催しました。市民が観客として鑑賞するだけにとどまらず、出演者やスタッフとして参画し、共に舞台を創り上げていきました。

ミュージカルは、歌・芝居・ダンスが融合された総合芸術であり、それゆえに多くの練習量が必要となりますが、特に今回は過去最高の107名の出演者となり、これまでより多くの練習回数となりました。その際には、子どもには遅くまで練習をさせないよう配慮し、練習参加者が少ない日には、出演者同士で代役練習を行う、練習ビデオを動画サイトで観られるようにして各自でも後日復習ができる仕組みを構築するなど、互いの思いやりや助け合い、また、各自での自主練習の積み重ねにより、限られた練習時間の中で最高のパフォーマンスを出せるように工夫を凝らしました。

今作の特徴としては下記のことがあげられます。

- ・出演者数が107名で過去最高の多さとなった
- ・初めてのトリプルキャストで挑んだ
- ・過去最高の来場者数及び売り上げ枚数となった
- ・初めての3日間6回公演で行った

実務的な進行・制作全般は、ボランティアスタッフのステージオペレータークラブ、観覧者の受付・誘導等はスタッフメンバーなどのボランティア約40名の方々が積極的に舞台づくり・衣装製作・広報等の様々な場面で携わっていただき、出演者を盛り上げながらミュージカルを大成功へと導いていただきました。

5 制作のあゆみ(公演までの経過)

4月12日(土)	第1回実行委員会	12月6日(土)	チケット販売開始
4月26日(土)	出演者募集開始	12月14日(日)	市民センター祭 PR 出演
7月5日(土)	オーディション 実施	令和8年	
7月27日(日)	出演者・スタッフ顔合わせ会	1月11日(日)	はたちのつどい PR 出演
8月3日(日)	基礎練習・歌唱指導開始(週1回)	1月12日(月)	通し練習開始
8月18日(土)	デカンショ祭 PR 連参加	1月14日(水)	舞台仕込み開始

8月17日(日)	台本配布	1月31日(土)	ゲネプロ
8月31日(日)	衣装製作開始	2月1日(日)	ゲネプロ
8月31日(日)	キャスト決定	2月7日(土)	本番
9月6日(土)	週2回の練習	2月8日(日)	本番
9月19日(金)	ダンス練習開始	2月11日(水)	本番
10月1日(水)	週5日の練習	3月7日(土)	第2回実行委員会

6 練習

例年週3回練習で進めてきましたが、出演者数、トリプルキャストで行うなどの理由により、10月からは週5回で練習を行いました。また、交響ホール舞台での練習を中心に、ホールが利用できない場合は、今回初めて篠山養護学校体育館を利用しました。空調なども完備されており、ホール以外での練習環境としては良好な場所で行うことができました。総練習日数は101日(本番3日間も含めて)を数えました。

7 舞台・照明・音響・衣装製作

舞台・照明・音響の準備・製作については、プロのスタッフにお手伝いいただきながら、ステージオペレータークラブが中心となって、本格的な作業を進めました。

衣装製作については、従来からお世話になっている市民ボランティアの方8名を中心に早くから作業を進めていただき、出演者の関係者や保護者の方にお手伝いいただき、約150着もの衣装を製作いただきました。

8 広報活動

ポスター、チラシ配付のほか、丹波篠山まるいのTVへの出演、市ホームページ、フェイスブック、X(エックス)、インスタ、市公式LINEや市提供の子育て支援アプリへの掲載など、積極的にPR活動を行いました。また、「はたちのつどい」、「市民センターまつり」などで、丹波篠山市民ミュージカルのプレイベントを行い、話題性を広める活動にも取り組みました。

9 入場券の売り上げと入場実績 [チケット売上総集計表(6回合計分)]

座席種別		チケット代(円)	売上数(枚)	割合	売上額
一般	ホール販売	2,000	471	14%	942,000
	出演者	2,000	2,669	82%	5,338,000
	プレイガイド	2,000	72	2%	144,000
	当日	2,500	51	2%	127,500
	小計		3,263	100%	6,551,500
高校生以下	ホール販売	1,500	104	11%	156,000
	出演者	1,500	774	84%	1,161,000
	プレイガイド	1,500	14	2%	21,000
	当日	2,000	24	3%	48,000
	小計		916	100%	1,386,000
計	ホール販売		575	14%	1,098,000
	出演者		3,443	82%	6,499,000
	プレイガイド		86	2%	165,000
	当日		75	2%	175,500
合計			4,179	100%	7,937,500

入場者集計表(もぎり数) (単位:人)

	2月7日(土)		2月8日(日)		2月11日(水)		合計	※入場率：入場者3,831人 ÷ 有効座席数
	12:00～	16:00～	12:00～	16:00～	12:00～	16:00～		
一般	551	552	421	311	603	565	3,003	
高校生以下	105	171	133	78	194	147	828	
合計	656	723	554	389	797	712	3,831	

4,200席(700席×6回)=91.2%

チケットの販売枚数については、目標の3,100枚を大きく上回り4,179枚となりました。出演者の方々に本番の日程ぎりぎりまで販売活動に取り組んでいただき、出演者や市民ボランティアの熱意が伝わった成果であると考えています。

また、本番当日の入場者数は、過去最高の3,831人となり、毎回、入場前の長蛇の列ができ、天候が不順であった2月8日を除いて立ち見が出るほどの盛況となりました。

10 効果と課題

第12回を迎えた市民ミュージカルですが、様々な効果が考えられますが、ひとつづくり、まちづくりという点でも大きな効果をもたらしています。

ひとつづくりという点では、小学1年生(7歳)から77歳までという107名の出演者は、助け合いながら、また、励ましあいながら厳しい稽古を積み重ね、経験のある人がない人に助言し、また、全員で子どもを見守り導きながら、世代を超えたコミュニケーションにより、人と人の繋がりの大切さ、一つの舞台を創り上げていく楽しさを感じ取ってもらえたのではと思います。生まれ育った丹波篠山で体験したこの貴重な経験と市民ミュージカルで培った人と人のネットワークは、今後のそれぞれの人生において大きな影響を与えること

になると思います。

まちづくりの視点からも、この市民ミュージカルが、プロの指導をいただきながら、制作から出演まで全て市民で創り上げるという全国でも珍しいスタイルで行っており、このような中で、市民ミュージカルのレベルを超越するような内容となっていており、観覧いただいた多くの方が驚きの感想を持っておられます。こうしたことが、「市民ミュージカルのまち」丹波篠山市というイメージを作り上げ、まちのブランド力も高めていくことにつながっています。

こうしたノウハウは一朝一夕に構築できるものではなく、これまでに作り上げたネットワークや仕組みなどを大切にしながら、今後も人とのふれあい、手間暇をかけて一つのものを創る喜びを経験していただくために、2年に1度の公演を継続していきたいと考えます。

今回の市民ミュージカルを終え、様々な課題も出てきましたので、次回に向けて整理しながらより良い市民ミュージカルになるように努めていきたいと考えています。

特に今回のミュージカルで今後の課題として検討が必要ものを列挙しますと、適正な出演者数、出演者の年齢条件、チケット販売方法などがあげられます。

10 その他

最終的な事業収入は、13,488,362円となり、内訳として、チケット売り上げ7,937,500円、市補助金5,400,000円、その他収入150,862円、一方、支出は、12,481,479円となり、その差1,006,883円は市へ戻入しました。

報告 8

令和 8 年度丹波篠山市人事異動（4 月 1 日）内示について

令和 8 年度丹波篠山市人事異動（4 月 1 日）内示について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 3 月 2 6 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙 2》

報告 9

令和 7 年度末県費負担教職員人事異動概要について

令和 7 年度末県費負担教職員人事異動概要について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 3 月 2 6 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙 3》

